

平成17年第10回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成17年11月28日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
 - 1．例月出納検査の報告（9月分）
 - 2．平成16年度（第6期）六郷まちづくり株式会社事業報告及び収支決算書の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
- 第 5 議案第89号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第90号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第7号
- 第 7 議案第91号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 8 議案第92号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第 9 議案第93号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 20名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良 勝 君	6番	中村 利 昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤 一 君	11番	森元 淑 雄 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊 二 君
15番	泉 繁 夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正 治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福 章 君

欠席議員（ 2名）

8番	泉 美和子 君	12番	熊谷 良 夫 君
----	---------	-----	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知 己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	二藤 誠 祥 君
総務課長	森川 福 蔵 君	企画課長	小原 正 彦 君
税務課長	深澤 章 一 君	住民生活課長	鈴木 四 郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明 則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	中野 弘 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	深澤 廣 君	商工観光課長	小林 宏 和 君
建設課長	照井 一 夫 君	国体準備室長	渋谷 喜 一 君
出納室長	大澤 薫 君	農業委員会 事務局長	山内 英 世 君
教育長	高橋 福 雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	小松 清 君	幼児教育課長	泉谷 隆 雄 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参事	渋谷新一
局長補佐	久米良子	上席主任	大澤修

開会及び開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

本日の欠席議員は、8番、泉美和子君、12番、熊谷良夫君であります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成17年第10回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、5番、鈴木良勝君、6番、中村利昭君を指名いたします。

会期の決定

議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決しました。

議長の諸般報告

議長（伊藤福章君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

1として、監査委員より、例月出納検査、平成17年度予算9月分の報告がありました。その

写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

2として、平成16年度（第6期）六郷まちづくり株式会社事業報告及び収支決算書の報告がありましたので、その写しも皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

町長の招集あいさつ

議長（伊藤福章君） 日程第4、本臨時会の招集にあたって、町長の招集あいさつの申し出がありました。これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

町長（松田知己君） 本日、平成17年第10回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただきお礼申し上げます。

提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

議案第89号美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、人事院勧告に伴い町職員の給与、手当等の額の改定を行う必要が生じお諮りするものです。

議案第90号平成17年度美郷町一般会計補正予算第7号ですが、職員給与及び手当等の改定による補正のほか、後三年スキー場のリフト修繕、サン・スポーツランド千畑の施設修繕及び六郷中学校吹奏楽部のマーチングバンド全国大会出場に係る予算について補正したく、お諮りするものです。

議案第91号平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号、議案第92号平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号及び議案第93号平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号ですが、職員の給与及び手当等の額の改定により補正したく、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第89号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第89号についてご説明申し上げたいと思います。

議案資料集をご覧いただきたいと思います。新旧対照表もつけてございますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

なお、美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例要旨を添付してございます。これに基づいて内容の説明をしたいと思います。

今回人事委員会は平成17年8月15日、公務員と民間の給与水準を均衡させるため、国会及び内閣に対して一般公務員の給与の改定について勧告されました。このことに伴って、国の人事院勧告に基づき、町職員給与の改正を行うものでございます。

第8条の内容でございますが、これについては、民間における配偶者に対する扶養手当の支給状況及び交付をする職員の家計負担の事情を考慮して引き下げるものでございます。要するに支給月額を13,500円を13,000円に引き下げ、実質月額500円の引き下げになります。

第25条の2項でございますが、これは12月に支給する勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。一般職の職員については、改正前は0.70月、改正後0.75月。再任用の職員については、改正前0.35月、改正後0.40月。年間支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

第2条でございますが、勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げることとさせていただきます。これは一般職の職員ですが、改正前は0.75月、改正後は0.725月にすることとさせていただきます。

附則でございますが、第1条については平成17年12月1日から施行することとする。ただし、第2条については、平成18年4月1日から施行することとするということとさせていただきます。

給料表でございますが、今回全給料月額を改定することとするものでございます。別表に給料表を掲げてございますが、平均改定率が0.36パーセントの引き下げを行うものでございます。

附則関係でございますが、この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする
が、4月からの年間給与については実質的な均衡が図られるよう、12月期の期末手当の額にし
て所要の調整措置を講ずるということでございます。

なお、期末手当でございますが、平成17年4月の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、
この月額に100分の0.36を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額を12月の
期末手当で調整すると、こういうことの内容でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） 今回の人事院勧告の目的は、官民格差の是正ということですが、
ラスパイレスが100以上の自治体でしたら分かるわけですが、現在美郷町のラスパ
イレス指数は91ぐらいだったと思います。

これで職員組合は納得しているのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 民間と行政との給与の決め方でございますが、行政の給与とい
うのは職務給の原則、均衡の原則、あるいは条例主義の原則が掲げられているわけございま
す。そういうことの内容をみますと、その均衡の原則と、民間の給与との比較がどうなのか
ということだと思えます。

実際この周辺の職務内容の類似している団体は、数少ないわけでございます。そういうこ
とからして、県でも同じですが、実際の運用の段階では、国家公務員の給与に準ずる
こと、これがその主旨を実現するものと解されているというような通達もなされています。

組合で納得するかということでございますが、組合ではどういう根拠のもとに積算して
くるのかということも疑問視されますけれども、一応国家公務員に準ずる形でうちの方は適
応していくという形でまいりたいと思います。

議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） 組合員が納得できないんじゃないかなと私が考えるのは、今回の附
則の5項で減給がさかのぼるわけです。法律の世界では、不利益不遡及といって、不利益なこ
とはさかのぼらないということが原則になっております。

公務員の給料というのは、先ほど総務課長も言ったように条例で定められます。いわば法
律と同じなわけです。一たん与えた給料をさかのぼって返しなさいと、それも期末手当で調

整するという考え方は、非常に労働者にとっては理不尽なわけだと私は考えております。理不尽に思うのではないかと思います。

国家公務員の給料を管轄するのが確かに人事院なのですけれども、地方公共団体はそれに倣うというか、従うということに通例なっておりますし、参考にすると、そういうような形では書かれておりますけれども、必ず従わなければいけないという、そういう理由は私はないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 吉野議員が申し上げたとおり、必ず従わなければならないといういことではございません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、給与の決定に関する主旨というものを十分実現されているかということをお問われますと、そのデータ不足が指摘されるということですので、国家公務員に準じる形を適用していると、こういうことでございます。

それから、先ほどさかのぼって云々と、4月時点の民間との比較、そういうものを参考にしながら人事委員会では出してるわけですが、遡及というような改定だろうと、こういう解釈ですが、うちの方では遡及改定ということには考えていません。12月の手当で調整したいと、これが要するに官民格差相当分を解消させるという、情勢適応の原則ということで行っているという解釈でございます。

議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） 確かに人事院では4月時点での調査をもとに、こういう決定をしたといたします。ただ、秋田県の今現在のこの景気の低迷、それから全国的な給与水準の低さ、これを考えますと、非常に役場というのは地方の大企業なわけです。この役場の職員の給料が地域経済に及ぼす影響というのは、私はかなりあるんじゃないかなと思っています。

この秋田県の今の経済状態を考えてみますと、この景気を回復する、その一環として給料を考えると、そういうようなこともあっていいんじゃないかと私は思うのです。地域地域の実情に合わせた考え方をしていくべきじゃないかと考えますけれどもいかがですか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（森川福蔵君） まさにそのとおりかと思いますが、要するに人事委員会では、それぞれそのものも理解した上での発表だと思っています。いずれ平成18年4月1日から大幅な給与改定がなされます。要するに職務の責任、複雑困難の度合いと、それから地域手当とい

うものも考えられているようですので、いずれそういうものが十分網羅した発表と、こういう解釈をしていますので、人事院勧告に基づいた改正を行うということでございます。

議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、吉野 久君。登壇願います。

（16番 吉野 久君 登壇）

16番（吉野 久君） 私はこの条例案に反対の立場から討論いたします。

今回の給料表の改正は、町財政を勘案して仕方ないとしても、この条例案の附則第5項に示された不利益の遡及は、法律の原則に反しています。この給料表の適用は、当然に来年の1月1日か4月1日付けにすべきです。

また、役場職員は町づくりの最前線で奮闘する貴重な財産です。町長はその人心を掌握する責務があり、職員のやる気を損なう今回の改正は町づくりでの費用対効果を勘案してもマイナスと考えます。

最後に、地方の時代だ、地方分権だといわれて久しいのですが、何ら変わらない現状を憂いております。当然のことながら、地方は地域の実情に合った政策を独自に展開すべきことを申し添えて、反対討論といたします。

議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

9番、武藤 威君。登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

9番（武藤 威君） 9番、武藤です。私も反対の立場で討論いたします。

今までも暮れになりますと人勤という形でこういう案件が出されるわけでございますけれども、これまでは、人勤か、仕方ないという形できた経緯も多少みられた時もありました。

ただ今回の給与改正は人事院勧告を受けたもので、小泉内閣の人件費総額の削減に沿った最も改悪だと言わざるを得ないと私は考えるわけでございます。

特に秋田県は全国の最低レベルの賃金、水準だといわれる中で、この奥羽山脈の地域、湯沢から田沢湖のあっちまで、この辺は最も低いといわれておるわけでございまして、それに給与の削減が、とりわけ問題となっている少子化については特に追い打ちをかける、いわゆ

る子育て世帯の経済を圧迫させると、そういう意味では地域経済を圧迫するということは、そういう影響が最も多いわけでございます。

特に問題なのは、この公務員の給与削減は民間のさらなる賃下げへの圧迫ともなると思うわけでございます。やはりこの地域を守るため、私としては絶対賛成するわけにはいかないと、そういうことで反対の立場の討論といたします。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） これで討論を終わります。

異議がありますので、採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤福章君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第89号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第6、議案第90号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第7号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします、事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 議案第90号についてご説明申し上げたいと思います。4ページの歳出をご覧くださいと思います。

今回は人事院の給与に関する勧告にかんがみ、職員の給与に関する条例の一部改正に基づく人件費が主な補正額でございます。各款項に人件費が計上されています。それらを減額するものでございます。

4ページの2款1項1目一般管理費の4節共済費でございます。それから19節の負担金補助及び交付金でございます。これは職員295人分を全部ここに計上してございます。

その内容でございますが、13ページをお開き願いたいと思います。給与の今回の給与改定による額でございますが、117万円の減でございます。それから、その他の増減分ということ632万9,000円を計上してございます。これは育児休業の職員3名分が含まれてございます。トータルで749万9,000円が減となります。

それから職員手当でございます。今回の改正によるものが、93万2,000円。その他の増減分ということで育児休業の職員3名分。それから、臨時職員の退職手当の負担金、これが含まれています。515万5,000円の減でございます。今回の人件費の内訳として、トータルが1,358万6,000円の減でございます。

人件費以外でございますが、8ページをお開き願いたいと思います。

7款1項3目観光費でございます。11節の需用費、修繕料20万3,000円を計上してございます。これは、後三年スキー場のTバーリフトのワイヤーの修繕料を計上してございます。

同じく4目の温泉施設費、11節需用費でございますが、サン・スポーツランド千畑のボイラーの入れかえ修繕料を計上してございます。266万7,000円でございます。

それから、10ページをお開き願いたいと思います。10款3項2目19節の負担金補助及び交付金、215万3,000円を計上してございます。これは、12月17日に埼玉県で開催のマーチングバンド全国大会へ六郷中学校が参加しますので、その生徒派遣費の補助金でございます。

今回人件費含めまして、人件費分、それから減額分を予備費計上しましたので、補正後の歳入歳出予算の総額には変わりございません。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第90号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第90号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり決しました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第91号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします、事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） 議案第91号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴い職員の給与改定を行うものでございます。3ページをお開き願います。歳出でございます。

1款1項1目のそれぞれの節に増減がございますが、合わせて1万8,000円の減額となっております。その財源でございますが、3款1項1目に計上してございます。歳出内でございますので、歳入歳出の予算の総額に増減はございません。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第92号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします、事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） 議案第92号についてご説明申し上げます。

これも先ほどと同様でございます。職員の給与改正に伴うものでございます。3ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。2節、3節、19節合わせて2万8,000円の減額となっております。その財源は、3款1項1目に計上してございます。歳出内での補正でございます。歳入歳出の予算の総額に増減はございません。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第92号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第93号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします、事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（照井一夫君） 議案第93号についてご説明申し上げます。

これも先ほどと同様でございます。職員の給与改正に伴うものでございます。3ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。各節を合わせまして2万6,000円の減額となっております。その財源でございますが、3款1項1目に計上してございます。歳出内での補正でございまして、歳入歳出の予算の総額に増減はございません。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

閉会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成17年第10回美郷町議会臨時会を閉会します。

(午前10時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成17年11月28日

議 会 議 長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 鈴 木 良 勝

署 名 議 員 中 村 利 昭